

○サロン・レギュレーション(登録規定)について

- ・レギュレーション(規定)は同店舗内のスタッフ様と必ずお読みいただき、大切に保管してください。
また、登録を解除される際は、賛同サロン専用ページ(以下、「マイページ」)にログインの上、「退会申請」を行って下さい。
- ・登録規定の内容は、無断転載・コピー・複写などはご遠慮ください。また、都合により記載事項を改定する場合があります。
- ・JHD&Cからの重要なお知らせは、ご登録のメールアドレス宛にもご連絡します。必ず「@jhdac.org」からのメールが届くよう設定をお願いいたします。

○ホームページについて

- ・当ホームページ内「サロン検索システム」は、ドナーさまの利便性向上を目的に導入したシステムです。ご登録完了後や、登録内容の変更が生じた場合は「マイページ」にログインいただき、ご自身で修正・変更をお願いします。
- ・各店舗の詳細情報につきましては、自店のホームページやSNS等でご案内いただくなどのご対応をお願いいたします。
※当HP(賛同サロン検索ページ内)上に掲載可能な情報には限りがございます。
- ・事前に予告なくレギュレーションの変更や各種システム等の改善・改良が行われる場合があります。カット方法や個人情報の取扱いなど、2ヶ月に1回程度は当ホームページをチェックし、情報の共有にご協力ください。
- ・担当理美容師さま及び系列の店舗さま毎に、必ず当ホームページに記載された内容に基づいたご対応をお願いすると共に、全店舗・全スタッフさまで情報をご共有ください。
- ・ご登録完了後、1年に渡って「マイページ」へのログインが認められない場合、「賛同サロン検索ページ内」から、サロン情報が一時的に掲載解除となります。その後、引続いて1年間(計2年間)ログインが確認されない場合は、事前予告なく退会措置となりますので、予めご了承ください。
※上記アラートは同様の期間で繰返し適用されます。2ヶ月に1回程度は「マイページ」へのログインをお願いします。

○ヘアドネーションを希望されるドナーさまへのご対応について

- ・ヘアドネーションカットを通じた技術力の提供こそが、理美容師さまが「JHD&C賛同サロン」としてドナーに寄り添う唯一の社会貢献です。ドナーさまの髪はサロンでお預かりにならず、カット後の毛髪はそのままドナーさまにお渡しください。
- ・サロンさまを経由したヘアドネーションの受付はできません、髪は必ずドナーさまにお返しください。ドナーご本人以外の「第3者」さまを経由したヘアドネーションについても、受取を拒否させていただきますので、必ずドナーご自身で送付していただく必要がある旨、ドナーさまにお伝えください。
- ・受領証を受取るための「返信用封筒」につきましては、様々なトラブルが報告されています。(以下ご参照ください)
 - * 「カット料金とは別に、サロンの会計時に切手代や送料を請求された」
 - * 「身に覚えがないのに、勝手に私の住所宛に封筒(受領証)が届いて驚いた」上記は、刑法上の「詐欺」行為及び「個人情報保護法」に抵触するおそれがございますので、絶対にお止めください。
- * 2022年1月より、デジタル受領証システムへの移行に伴い返信用封筒を使った受領証の返送は廃止しました。
封筒や切手の返還は致しておりませんので、同封なさいませんようくれぐれもご注意ください。

○周知アイテムについて

- ・パンフレットは、ホームページ内「ダウンロードアイテム」に掲載しているPDFデータを、プリントしてお使いください。
「ダウンロードアイテム」<https://www.jhdac.org/download.html>
(ウィッグの提供、毛髪の処理やウィッグの製作に必要な費用を優先するため、当方で印刷した周知物の発送は行っておりません)
- ・ブログやSNS、印刷物での当団体の公式ロゴおよびドナー・レシピエントの全ての画像の使用はお断りしておりますが、当団体のホームページアドレス(QRコードやURL) についてはリンクフリーです。
また、他団体の活動と混同されるケースも多いため、SNS等で発信される際は「JHD&C」「ジャーダック」または団体正式名称をご使用ください。正しい情報の周知にご協力くださいますよう、お願い致します。

○募金箱の取り扱いについて（設置完了サロンさまのみ）

- 募金箱のお金は、あくまでもドナー様からの善意の『預かり金』です。紛失、盗難等への対策、保管・管理に関しても、各サロン様の責任でお願いしております。ご協力いただく募金は、ドナーからお預かりした毛髪のトリートメント処理及びウィッグの提供費用として、大切に役立てさせていただきます。
- JHD&Cの募金箱は「貸与品」です。**
全国から寄せられた寄付金や助成金などのご支援により製作されておりますので、大切にお取り扱いください。
※万が一、盗難等により寄付金の所在が不明となった場合は、必ず「賛同サロン係」宛にご報告ください。
- 募金箱内の募金の送金は、必ず1年に最低1回、下記のいずれかの時期にお願いいたします。
「前期振込期限」 → 2月末日（毎年）／ 「後期振込期限」 → 8月末日（毎年）
※前回のお振込(ご決済)から1年間以上経過しても新たなお振込(ご決済)の確認・ご連絡がない場合、ホームページ上のリンクを解除させていただくことがあります。なお、募金が少額(振込手数料程度)である等、期限内にお振込頂けない場合は、必ずご連絡ください。
- 募金箱内でお預かり頂いている募金については、以下のホームページURL内に記載の方法にてご対応くださいますよう、よろしくお願いいたします。「買って支援・募金」ページ(<https://www.jhdac.org/charity.html>)
※ゆうちょ銀行同士の振込の場合も振込手数料が発生する場合があります。振込手数料はご負担ください。
- 送金の際には必ず、ご登録店舗名(=JHD&C「賛同サロンシステム」に記載の店舗名)をご記載下さい。
記入漏れがあると、送金確認の照合が出来ませんのでご注意ください。
※送金者の記載場所・・・振込取扱票のご依頼人(送金人)欄か通信欄(通信文)、または「募金する」ページ内の決済フォームに記載。
- 「募金額」については、「振込証明書(控え)」や、「クレジット決済完了画面」を印字した書面などを大切に保管いただき、ブログやSNS等への投稿によるご報告、直接募金箱に貼り付けるなど、サロン様ごとの「ドナーへの情報公開」にご協力ください。
- 不特定多数の方の「募金」に対する領収書等の発行はできません。**
なお、寄付金額の特定が可能な「サロンの売上金」や「個人の寄付」に対する領収書発行は可能です。
サロン様の売上金の一部をご寄付いただく場合などについてはホームページの案内に従って領収書発行のご依頼をお願いいたします。
- 事前に予告なく、募金箱やステッカー及びその他配布物等の内容を変更・廃止することがあります。

○賛同サロンご登録・掲載について

- 本登録には、サロン所在地所轄の保健所が発行する「検査確認済証」のご提出が必須です。
 - * 「検査確認済証」は、画像データで「申請フォーム」よりアップロードしてください
 - * 写真やコピー（写し）等を直接郵送することはお止めください
 - * 「検査確認済証」が確認できない場合、ご申請は「保留状態」のまま、180日後に自動的に申請無効による退会処理となります。
- ご登録完了後、「マイページ」内でサロン情報の修正・変更をご自身で自由に行ってくださいが可能です。
- 当団体のホームページ上で「賛同サロン」として掲載するに相応しくない行為や同様の通報があった場合、予告無く掲載を解除させていただくことがあります。
- 当団体や活動に対する誹謗中傷、寄付金の横領やヘアドネーション詐欺などの悪質な行為が判明した場合、すみやかに登録を解除すると共に、法的な措置を取らせていただくことがあります。
- 当団体では、髪の毛及び募金等を「強要する」ことはございません。

○実際に発生したトラブルについて

- ドナー様とサロン様の間で生じたトラブルや、ドナー様からのご意見で特に多い例です。
改めてご注意くださいようお願いいたします。
「カット代金の他に5000円の募金が必要だと言われたけれど、強制なの？」 → 詐欺行為にあたります
「JHD&Cへ郵送してもらえと思ってサロンに毛髪を預けたところ、別の団体に送付されていた」 → 詐欺行為にあたります
※ドナーさまの髪は絶対に預からないでください。こうしたトラブルを避ける意味でも、ドナーさまの髪はドナーさまにお返しください。
「スタイルカット表示があるサロンにウィッグのカットを依頼したところ『やっていない』と断られた」 → 詐欺行為にあたります
※JHD&Cが定めるスタイルカットとはウィッグに施すカットのことであり、ヘアドネーションカットとは異なります。登録の間違ひの場合は、賛同サロン登録情報を確認の上速やかに内容を修正してください。
※JHD&Cのウィッグの仕様変更に伴い、提供後の「Onewig」初回カットはサロン所定の料金を請求できます。詳しくはホームページ内「Onewigとは？」(<https://www.jhdac.org/process.html>)をご確認ください。
その他、ご不明な点などございましたら、賛同サロン係(sandou@jhdac.org)までお気軽にお問合せ下さい。